# 岐阜県日本中国友好協会規約

(名称)

第1条 本協会は、岐阜県日本中国友好協会(岐阜県日中友好協会と略す)と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を岐阜市内におく。

(目的)

第3条 本協会は、先人が掲げた『日中不再戦』を誇りとし、日中共同声明と日中平和友好 条約の掲げる精神を遵守して、両国民の相互理解と友好交流を進め、日中両国の平和と 発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - 1 県下、各地区日本中国友好協会の連携と発展に関すること
  - 2 中国事情と文化の研究と紹介に関すること
  - 3 日本の事情と文化の、中国への紹介に関すること
  - 4 政治、経済、文化、芸術、体育、学術、技術、人事など各分野にわたる交流の促進に 関すること
  - 5 在県中国人との交流に関すること。
  - 6 その他、目的達成に必要な事項。

(会員)

第5条 本協会は、県内市町村日中友好協会及び日中友好交流団体の他、本協会の目的に賛同し、会費を納める法人・団体及び個人を会員とする。

(役員)

- 第6条 本協会に、次の役員を置く。
  - · 会長 1名
  - · 副会長 若干名
  - 理事長 1名
  - 副理事長 若干名
  - 理事 10名以内
  - · 監事 2名

(顧問等)

- 第7条 本協会に、名誉会長、特別顧問、顧問をおくことができる。
  - 2 名誉会長、特別顧問は、総会の推薦により会長が委嘱する。

- 3 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長、特別顧問、顧問は特定事項について、会長または理事長の諮問相談に応ずる。
- 5 顧問等の任期は役員の任期に準ずる。

## (役員の選出)

第8条 役員のうち会長、副会長、理事、監事は総会において選出する。理事長、副理事長 は理事会で選出する。

## (役員の職務)

- 第9条 会長は、この会を代表し会務を総理する。
  - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。
  - 3 前項の場合における副会長の順位は、予め会長が指名した順位による。
  - 4 理事長は、理事会を主宰し、日常業務を執行する。
  - 5 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、予め定められた順位に従 い、その職務を行う。
  - 6 理事は、理事会を組織し、この会の会務組織執行を決定する。
  - 7 監事は、会計および事務事業の執行状況を監査し、その結果を総会に報告する。

# (役員の任期)

- 第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
  - 2 補欠役員の任期は、前任者の在任期間とする。
  - 3 役員は、任期満了もしくは辞任の後も後任者 が就任するまでは、引き続き職務 を行うものとする。

#### (会議)

- 第11条 会議は、総会および理事会とする。
  - 2 総会は毎年1回開催し、必要に応じ臨時総会を開催する。総会は、書面もしくはオンラインにより開催することができる。理事会は、書面もしくはオンラインにより開催することができる。
  - 3 総会は、会長が招集し、会員および役員をもって構成する。
  - 4 総会の議長は、会長が務める。
  - 5 総会では、役員の改選、規約の改廃、事業計画及び収支予算の決定、事業報告及び収 支決算の承認等を行う。
  - 6 理事会は、年2回以上開催し、必要に応じて臨時理事会を開催する。
  - 7 理事会は理事長が招集し、役員をもって構成する。
  - 8 理事会では、総会に提出する議案及び事業の実施計画等の決定を行う。
  - 9 理事会の議長は理事長が務める。
  - 10 会議の決定は、出席者の過半数をもって決定する。

11 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、欠席者が委任状を提出したきは、出席したものとみなす。

#### (運営委員会)

第12条 本協会の活動を円滑に運営するため、運営委員会を置くことができる。運営委員会 は主に事業計画などの企画・運営にあたる。運営委員は理事長が指名し、理事会の承認 を得る。

#### (事務局)

- 第13条 本協会に事務を処理するための事務局を置く。
  - 2 事務局には事務局長その他必要な職員をおき、理事長が任免する。

## (会計)

- 第14条 本協会の経費は、会費、分担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
  - 2 本協会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

## (入会)

- 第15条 本協会の目的に賛同し入会しようとするものは、別に定める入会申込書により申し 込まなければならない。
  - 2 会員になったものは毎年会費を納入しなければならない。

#### (退会)

- 第16条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その本協会を退会し会員資格を喪失する。
  - 1 別に定める退会届を会長に提出したとき。
  - 2 会費未納期間が2年以上にわたるとき。
  - 3 本協会の活動にふさわしくないと、理事会において出席理事の 3 分の 2 以上の議決が あったとき。この場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

#### (雑則)

- 第17条 本協会は、表彰規定、慶弔規定などの内規を設けることができる。
- 第18条 本協会の規約の改正は、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とする。

#### (附則)

- 1 本規約は、平成2年5月20日より改正実施する。
- 2 加盟団体は、その会員の中から理事を推薦することができる。
- 3 加盟団体の分担金は、30,000円とする。
- 4 本協会の会員の会費は、法人一口30,000円とする。個人会員は年額8,000円とする。 ただし、10月1日以降に入会した個人会員については、初年度会費を4,000円とする。
- 5 第11条及び附則の一部を令和3年6月27日付け改訂する。